石巻健康センター条例

**別紙２**

（設置）

第１条　市民の心身の健康づくり及び生きがいの醸成に資するため、石巻健康センター（以下「センター」という。）を石巻市立町一丁目７番３号に設置する。

　（事業）

第２条　センターは、前条に規定する目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

　(1)　心身の健康を増進するための講座等の実施

　(2)　芸術・文化に関する講座等の実施

　(3)　心身の健康増進及び芸術・文化に関する情報提供

　(4)　前３号に掲げるもののほか、センターの設置目的を達成するために必要な事業

　（指定管理者による管理）

第３条　市長は、センターの管理を地方自治法（昭和２２年法律第６７号)第２４４条の２第３項の規定により、指定管理者（同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせるものとする。

２　前項の規定により、当該指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

　(1)　前条に掲げる事業に関すること。

　(2)　センターの利用の許可等に関すること。

　(3)　センターの建物、設備等の維持管理に関すること。

　(4)　前３号に掲げるもののほか、市長が必要と認めること。

　（自主事業）

第４条　指定管理者は、センターの設置目的の範囲内で市長の承認を得て、自主事業を営むことができる。

　（開館時間及び休館日）

第５条　センターの開館時間は、１日当たり１０時間３０分以上とし、規則で定める。

２　センターの休館日は、１年度当たり６０日以内とし、規則で定める。

３　前２項の規定にかかわらず、指定管理者が必要があると認めるときは、市長の承認を得て、１日当たりの開館時間数及び１年度当たりの休館日数を変更することができる。

　（利用許可）

第６条　センターを利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。

２　指定管理者は、前項の許可をする場合において、必要があると認めるときは、その許可に条件を付することができる。

　（許可の制限）

第７条　指定管理者は、前条第１項の許可を受けようとする者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その利用を許可しないものとする。

　(1)　公の秩序又は善良な風俗に反するおそれがあると認めるとき。

　(2)　施設、設備等を損傷し、又は汚損するおそれがあると認めるとき。

　(3)　前２号に掲げる場合のほか、指定管理者がセンターを利用させることが不適当と認めるとき。

　（許可の取消し等）

第８条　指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、許可した事項を変更し、又は許可を取り消し、若しくは利用の中止を命じることができる。

(1)　第６条第１項の許可を受けた者（以下「利用者」という。）が許可を受けた利用の目的に違反したとき。

　(2)　利用者がこの条例又は指定管理者の指示した事項に違反したとき。

(3)　利用者が許可の申請書に偽りの記載をし、又は不正な手段によって許可を受けたとき。

　(4)　前３号に掲げる場合のほか、センターの管理運営上特に必要と認めるとき。

２　前項の規定により許可した事項を変更し、又は許可を取り消し、若しくは利用の中止を命じた場合において利用者に損害が生じても、市及び指定管理者はその責めを負わないものとする。

　（利用料金)

第９条　利用者は、その利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に支払わなければならない。

２　利用料金は、指定管理者の収入とする。

３　利用料金は、別表に定める範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。

４　利用料金は、前納とする。ただし、指定管理者が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。

　（利用料金の減免）

第１０条　指定管理者は、必要があると認めるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。

　（利用料金の不還付）

第１１条　既に納付した利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者が必要があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

　（原状回復の義務）

第１２条　利用者は、センターの利用を終了したとき、又は中止されたとき、若しくは利用許可を取り消されたときは、直ちに施設、設備等を原状に復して返還しなければならない。

　（損害賠償の義務）

第１３条　センターの施設、設備等を損傷し、汚損し、又は滅失した者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特にやむを得ないと認めるときは、この限りでない。

　（入館の制限）

第１４条　指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、センターへの入館を拒否し、又は退館させることができる。

　(1)　センター内の秩序を乱し、又は乱すおそれがあるとき。

　(2)　センター内の施設、設備等を損傷又は汚損するおそれがあるとき。

　(3)　他人に危害を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるとき。

　(4)　他人の迷惑となるおそれがある物品、動物の類を携帯しているとき。

　(5)　飲酒によりセンターの利用ができない状態にあると認められるとき。

　(6)　感染性疾患を有し、他人に感染するおそれがあると認められるとき。

　(7)　前各号に掲げる場合のほか、管理運営上支障があると指定管理者が認めるとき。

　（指定管理者の指定の取消し等に伴う使用料の徴収等）

第１５条　石巻市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成１７年石巻市条例第３２１号）第８条第１項の規定により、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命じた場合で、市長がセンターの管理を臨時に行うときに限り、新たに指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了するまでの間、市長は、利用に関する業務を行い、別表に定める額の範囲内において市長が定める使用料を徴収するものとする。

２　前項の場合にあっては、第６条から第８条まで、第９条第１項及び第４項、第１０条、第１１条並びに前条の規定を準用する。この場合において、第６条及び第７条中「指定管理者」とあるのは「市長」と、第８条第１項中「指定管理者」とあるのは「市長」と、同条第２項中「市及び指定管理者」とあるのは「市」と、第９条の見出しを「（使用料）」と、同条第１項中「料金(以下「利用料金」という。)を指定管理者」とあるのは「使用料を市長」と、同条第４項中「利用料金」とあるのは「使用料」と、「指定管理者」とあるのは「市長」と、第１０条の見出し中「利用料金」とあるのは「使用料」と、同条中「指定管理者」とあるのは「市長」と、「利用料金」とあるのは「使用料」と、第１１条の見出し中「利用料金」とあるのは「使用料」と、同条中「利用料金」とあるのは「使用料」と、「指定管理者」とあるのは「市長」と、前条中「指定管理者」とあるのは「市長」と読み替えるものとする。

　（委任）

第１６条　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

　　　附　則

　（施行期日）

１　この条例は、規則で定める日から施行する。

　（準備行為）

２　第３条の規定による指定管理者の指定の手続その他必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

別表（第９条関係）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 単位等 | 金額 |
| 講座利用 | プール | １回 | １，０５０円 |
| その他 | １回 | ９５０円 |
| フリータイム利用 | プール、トレーニングルーム | 一般 | １回 | ６００円 |
| 回数券（１１回分） | ６，０００円 |
| 受講生 | １回 | ５００円 |
| 回数券（１１回分） | ５，０００円 |
| 学生 | １回 | ３００円 |
| 貸室利用（講座利用のない場合に限る。） | 健康相談室、教養室１、教養室２、教養室３、和室 | １時間 | ２，０００円 |
| 多目的ホール | １時間 | ５，０００円 |
| 設備器具利用 | カラオケセット | １回 | ４，３００円 |

備考

１　フリータイム利用における１回の利用時間は、プールにあっては１時間３０分以内、トレーニングルームにあっては２時間以内とする。

２　受講生とは、第２条に規定する講座を受講している者をいう。

３　学生とは、中学生、高校生、大学生、専門学校生等で学生証を提示したものをいい、提示できない場合は、一般扱いとする。

４　フリータイム利用におけるプールの利用及びトレーニングルームの利用は、中学生以上の者に限る。

５　貸室利用及び設備器具利用において、営利を目的として利用する場合は、金額に当該金額の１５０パーセントに相当する額を加算した額とする。